

第5回小委員会でいただいた御意見（事務局による要約）と御意見への対応状況

参考資料 2

II.不適正ヤード問題への対応

No.	御意見の内容（事務局による要約）	御意見を踏まえた応答
1	国内において質及び量の両面で十分な再生材を供給していく観点からも、資源の不適正な国外流出を未然防止することは必要である。ヤード環境対策の制度的措置を講じるうえでは、適正処理を怠っている事業者へ厳格な対応を行う視点に加え、適正業者とのイコールフィッティングを確保し、循環経済ビジネスの促進に繋げる視点を持ち続けていただきたい。	金属資源の不適正な国外流出の未然防止のため、不適正な事業者には厳格な対応をとれるよう検討するとともに、資源循環に資する適正な事業者にとって過度な負担とならないような制度を検討していきたい。
2	3 ページ35から37行目の「地域の実情等」といった記載は漠然としている印象を受けた。既に許可制に基づく条例を導入している自治体があるため、条例の施行状況や全国統一的な制度に対するニーズを踏まえた上で、総合的に検討していく旨を追記いただきたい。	御指摘を踏まえ、「地域の実情等」という点について、既に制定済の条例は許可制が多いこと、また、全国統一的な制度を望む声があることを追記した。
3	3 ページ4 行目に新規参入の禁止が効果的であることが記載されているため、許可制/登録制/届出制それぞれの勘案事項はあるが、より実効性が上がるよう検討いただきたい。	既存の制度や条例等も参考にしながら幅広く検討していきたい。
4	4 ページ2 行目の「他制度」は、具体的に何を想定しているか。また、処理にはリサイクルも含まれると思うが、環境保全上の支障といった不適正ヤード問題がある一方、資源として再生材を使用するという観点は非常に重要と考える。トレーサビリティの構築は再生材の利用に繋がるため、漏れなく組み込んでいただきたい。	廃棄物関連ではマニフェスト制度があり、今回の制度が接合出来るかどうか検討していく。また、動静脈の連携について、今後動脈側にどのように再生材を供給していくかも政府全体として検討中であり、ヤードで取り扱われるものがトレーサビリティの仕組みの中でどのように扱われるべきか、引き続き検討を深めたい。
5	現場の自治体職員からは、遵法意識の低い不適正ヤードへの対応に苦慮しているという声が上がっており、法令を遵守しない、または認識を持たない事業者とのイタチごっこが続いている。また、ヤード事業所を全て把握できていない可能性もある。今回の制度的措置を通じて、適切な保管及び処理に繋がる実効性ある仕組みの構築に加え、運用時の制度の周知や定期的な制度の検証及び見直しにも対応いただきたい。	現場での苦慮について、制度設計後に手が回らないことがないよう、実施面の負担も考慮し適切な制度の在り方について検討していく。また、制度の周知も重要と考えており、既に条例を制定している自治体に対し効果的な手法を意見聴取することも含め検討を進めていきたい。実施後の評価見直しについても適切に対応することを想定している。
6	3 ページ10行目以降の適切なヤード事業者や廃棄物処理業者、精錬事業者への配慮の必要性について、具体的な想定を説明いただきたい。また、拠点構築事業と関連するが、適正な事業者に対してより資源循環に資するようなインセンティブを検討するという方向性も検討してはどうか。	既に資源循環に貢献していただいている事業者への配慮に対して、既存の制度における基準と新たに検討する基準と併せて規制が二重にならないよう配慮していく。また、拠点構築におけるインセンティブ付与について、現在実施している調査事業での検討の中で、制度上のネックやどのような制度があれば後押しに繋がるかといったポイントを整理していきたい。
7	制度設計において、地域の実情といった文言が出てくると、地域特性に応じて異なる制度設計を可能にすると読むことができるため、含意はこの段階で明確にする方が安全である。また、現場における実務面での負担については、行政や事業者の手続上の負担や現場での負担が重くならないようにといった趣旨で間違いないか。廃棄物処理法の手続は重いのが現場の声であり、人口減少の中で事業者が効率的に対応したいという要請が盛り込まれているか確認したい。	地域によって異なる制度設計を可能にすると読めることについて、可能性としてはそのような対応も考えられる。制度の枠組みとしては複雑なものになる可能性があるが、まずは既存の条例を参考に制度設計を試みつつ、困難な場合には、異なる制度も視野に入れ、現時点では大枠で制度構築を検討していきたい。また、申請する事業者や申請を受け付ける行政側の負担もあるため、生活環境保全上の支障の発生を防止する観点から、どのような方法が実務面で効率的・効果的か検討していきたい。

III.PCB廃棄物に係る対応

No.	御意見の内容（事務局による要約）	御意見を踏まえた応答
1	PCB廃棄物の管理制度の法制化に際しては、自治体の事務負担への配慮など、社会的な視点でコスト削減を検討することが重要であると解されるため、引き続き、経済界の意見をお聴き取りいただきたい。またこの問題は、中小企業等を含めて裾野の広い対応が生じるため、自治体や事業者の負担軽減に繋がるD X化や一元管理を行うことなど、簡明且つ合理的で実効性のある制度となるようお願いしたい。	使用中の低濃度PCB含有製品等の届け出制度を検討する際に、これまでPCB廃棄物や廃棄物とみなされた高濃度PCB使用製品の届け出の実態を参考に、今後届け出を行う事業者や受け付ける自治体等の関係者の意見を踏まえて、DX化や一元的な管理方法等を検討する。
2	6 ページ 8 行目の低濃度PCB含有製品等の他社への引継ぎ等について、倒産や夜逃げにより所有者がいなくなる場合は、誰が引き継ぐことを想定しているのか。	倒産や夜逃げに対して、まずは管理者にどのように費用を負担してもらうか追求しつつ対応を促していく。また、環境保全上の支障が生じる可能性がある場合は、廃棄物処理法やPCB特措法に基づき行政上の指導等を検討する必要があると考える。まずは、通常の扱いとして、権利を引き継がれた方に対応をお願いすることを想定している。
3	他社への引継ぎ等の際に事前届出を義務付けることについて、事前届出の義務付けにより、倒産や夜逃げ等が起きた場合に他社に低濃度PCB廃棄物が渡ってしまうことに対応できるのか。届出制度は機能するのか。	倒産や夜逃げではなくPCB使用製品と含有製品を承継することを想定しており、双方が合意の上で製品を引き渡す際の手続きとして届出を義務付けることをイメージしている。

IV.災害廃棄物への対応

No.	御意見の内容（事務局による要約）	御意見を踏まえた応答
1	先月石川県珠洲市で、被災した建築物に危険性の高いアスベストがあることがわかっていて、早めに公費解体で対応すべきところ、その情報が結果的に生かされなかったこと、現地では、他にも街中に露出したり落下したアスベストが今も残っていることをここで情報共有させていただきたい。現在の手順では、発災後のアスベスト露出状況調査の情報は、県が市町や所有者に伝えることとなっているが、市町や所有者が復旧に追われる、アスベストの基礎知識や対応策がわからない、所有者が対策費用を控えるといった場面が見受けられる。より確実かつ迅速なアスベスト対策を含む公費解体を進めるために、マネジメントコンサルが被災建築物状況を把握・管理する中で、アスベストの調査情報を含め、優先度を上げて確実にアスベスト除去と公費解体を実施する必要がある。有害物質管理による被災者・支援者の安全確保と円滑・迅速な進捗管理のために、専門支援機能にアスベストを含む適正処理の役割も含めて十分発揮いただくことを希望する。	令和6年能登半島地震で被災した珠洲市の建物でアスベストが露出した件について、地震による被災時はアスベスト飛散防止対策工事を実施し、当時は公費解体の予定はなかった。その後、昨年9月20日からの大雨の際に、当該飛散防止対策工事をを行った箇所とは異なる箇所に被害を受け、ボランティアが土砂撤去を行ったことで、新たなアスベストの露出が確認された事案と認識しており、現時点において公費解体の申請が出されたものと承知している。 災害時における自治体の廃棄物部署とアスベスト対応部署との連携に関して、専門支援機能の確立により、災害対応経験を積み重ねながら知見を蓄えるとともに、発災時の自治体とのスムーズな連携を図ってまいりたい。 については、公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能において、アスベストを含む災害廃棄物の適正処理に関する技術支援等の実施について今後検討していくこととし、資料1 P.9 1行目を以下のとおり修文した。 「～行いつつ、 <u>災害廃棄物（安全性の観点から特別な管理が必要なもの（廃石綿等）や処理先の確保が困難なもの（灯油等）を含む。）の適正処理</u> 、公費解体に係る発注関係事務、施工監理、各種調整等を迅速・円滑に行う必要があるが、～」
2	8ページの検討事項②について、災害支援協定は災害の規模や様相を勘案すると一自治体では対応が難しく、都道府県あるいは国がリードすべき側面もあることから、規模に応じて対応の仕方や考えるべきポイントが異なる。一般廃棄物処理計画の中で災害支援協定締結の努力義務を課すことは理解するが、都道府県や都道府県の産業資源循環協会、ゼネコンなどを含めた広域的な形での災害支援協定の締結も検討すべきではないか。ただ闇雲に支援協定を結ぶのではなく、災害規模も含めた形で選択的に支援機能の枠組みを示す必要があると考える。	今回の能登半島地震でも、例えば公費解体においては、石川県と石川県構造物解体協会が災害支援協定を締結しており、その協定を基に各市町の解体工事が行われている。そうした状況や委員からの御指摘を踏まえ、市町村が締結する支援協定の努力義務化に加え、都道府県と市町村が連携しながら災害支援協定を締結する枠組みの構築について、資料1 P.9 38行目に以下のとおり追記した。
3	災害支援協定の締結を市町村に全て委ねた場合、全市町村が対応してくれるのか。国や都道府県、民間事業者から市町村に落としていくといった観点でも検討いただいた上で、各市町村に対する支援を展開いただきたい。	「 <u>その際、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう都道府県と連携した広域的な枠組みでの協定締結を可能とするなど、柔軟な制度運用となるよう国から自治体に周知・助言すべきである。</u> 」
4	栃木県における災害支援協定については、県と県内の市町村全てで相互に応援協定を締結している。また別途、県といくつかの民間団体が協定を締結しており、これら2つの協定を基に、民間団体が県を経由しながら市町村を支援できるといった体制となっている。平時においても、市と県と団体が災害廃棄物処理に関する研修や訓練も実施しており、必ずしも団体と市町村といった相対の協定でなくとも機能すると考える。	なお、協定締結先や協定の内容等については、今後、災害廃棄物対策推進検討会において更なる具体化の検討を進めるとともに、自治体が締結する協定のひな形の提示や各種マニュアル等の改定、市町村と都道府県が連携することで災害時に機能した協定の優良事例の収集・横展開を実施するなどにより、自治体を支援してまいりたい。
5	災害支援協定をどのようなルールの下で実現するかについて、必ずしも法定化一本ではなく災害規模や役割に応じて柔軟に対応いただきたい。どのような類型・パターンがあるのか、広いひな型を意識しながら対応することになると思うので、全てを市町村に委ねることにはならないと考える。	

6	専門支援機能に関連して、費用面や安全性など一定の基準をもって共通化できるという利点もあれば、災害現場では様々な省庁との連携やリエゾン機能も必要であり、体制づくりは今後の検討事項と認識している。海外にも参考となる事例もあるかと思うので、引き続き勉強していきたい。	専門支援機能の役割、体制等については、災害廃棄物対策推進検討会においてお諮りしながら、更なる具体化の検討を進めていく。また、海外における災害廃棄物処理の事例について、情報収集に努めたい。
7	平時の備えとして災害廃棄物処理計画の策定・改定支援は積極的に進めていただきたい。一方、有事の対応について、被害が広域かつ甚大で地方自治体の対応能力が著しく低下している場合には被災者への迅速な対応のために支援いただきたいが、地方自治体の独自性の観点も踏まえたと環境省や県などの公的機関が主となり、補完する形で民間事業者が対応するといった視点も加味しながら制度を検討いただきたい。また、様々な種類や規模の災害に対するノウハウや経験の蓄積といった観点からも、自治体やブロックで対応可能な人員配置を望む。政令市をはじめ中核市規模には一定数、廃棄物行政に携わる職員の配置が必要と考えるため、関係省庁と連携いただきたい。	災害廃棄物処理の主体は市町村、又は市町村から事務委託が行われた場合には都道府県である。専門支援機能は、マンパワー不足等により市町村や都道府県で行うことが困難な各種事務や調整を担うことを想定しており、災害廃棄物処理の主体者である市町村や都道府県を専門支援機能や民間事業者が支援することを考えている。 については、資料1 P.9 34行目に以下のとおり追記した。 「<u>市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、～</u>」 引き続き、専門支援機能がどのような規模の災害において支援を実施するのかについては、災害廃棄物対策推進検討会で議論いただきつつ、更なる具体化の検討を進めていく。 また、廃棄物行政に携わる職員の配置に関し、同検討会において支援・受援体制について更なる具体化の検討を進めていく。
8	検討事項の記載内容は、これまでの委員会の議論をまとめていただいております、特に8ページ28行目や38行目の記載内容について賛同する。今後も実態に基づく情報提供や意見交換をさせていただきたい。	一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時の特例措置の拡充や最終処分場の受入容量確保に係る特例制度の創設については、引き続きご意見をいただきながら適切な制度設計を検討したい。
9	災害廃棄物処理計画と災害支援協定を法定化する方向性を打ち出していただいたことに対しては異論なし。災害廃棄物処理計画は廃棄物処理法に基づく基本方針を受けて都道府県や市区町村で策定するものと定められているが、市区町村レベルでは策定率が100%ではないため、策定率を上げていく必要があると認識している。現行の制度の建付に加え、今後、廃棄物処理法の中で計画策定を規定していくという方向性であれば、それが明確になるように記載すべきと考える。また、8ページ3行目の記載内容について「これらの業務」が何を指すか明確ではない。加えて、自治体が抱える業務の優先度は自治体の状況によって異なるため、自治体における災害廃棄物処理計画の策定・改定業務の優先度を上位とする方向性を打ち出すのであれば、優先度に関する記載はむしろ不要ではないかと考える。	災害廃棄物処理計画の法定化の位置づけの明確化について、今後の廃棄物処理制度の検討に向けた論点整理の前提として、廃棄物処理法等において所要の措置を行う旨、資料1 P.1「Ⅰ. はじめに」に追記した。 また、自治体の業務における優先度に関する記述については、御指摘を踏まえ削除した。
10	処理に係る体制整備は必要と感じる一方、災害の規模によって対応できる体制が異なることをどのように区別するのか追記いただきたい。	災害規模、災害の種類、被災自治体の体制・規模、被災自治体の被災経験等によって、発災時の対応は異なることから、災害廃棄物対策推進検討会において更なる具体化の検討を行う。

11	マンパワーやノウハウが不足する状況であっても、災害時対応は必要であるため、体制の充実を望む自治体に向け、災害時対応のための支援体制の整備に関する特例措置の拡充等を行うことが重要と考える。また、地方分権と国及び地方の役割分担の観点では、優先度については国の制度検討で記載すべきではないと認識している。法定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項に追加すると、各市町村レベルのみで対応することとなるので、広域対応の観点が外れることも課題と考える。策定済でも内容が不十分または改定されていない場合もあり、計画策定面を強化すれば改善するというエビデンスがあるか否かも示す必要があると考える。	平成27年廃掃法改正において、災害廃棄物処理の原則として、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正、円滑かつ迅速に処理されなければならないこと等とされる（法第2条の3）とともに、この原則が順守されるよう、国、都道府県、市町村、事業者等の関係者が適切に役割を分担し、相互に連携、協力するよう努めなければならないこととされた（法第4条の2）。 また、同改正において環境大臣が定める基本方針に災害廃棄物処理等に係る事項が追加された（法第5条の2）ことを受け、基本方針において、災害廃棄物対策に関する施策の基本的な考え方や、各主体（市町村、都道府県、国、事業者等）の役割等を定めている。 同改正後、市町村の災害廃棄物処理計画の策定が進んできた一方で、市町村におけるマンパワー不足等を要因に、未策定の市町村が存在し（14%）、策定済の処理計画に関しても①仮置場候補地の選定、②水害の被害想定、③災害支援協定の締結が行われていない市町村が少なくない（①未選定31%、②未想定66%、③未締結33%）。 一方で、災害廃棄物処理計画においてこれらの内容を事前に規定していた自治体において発災後に円滑・迅速な対策を講じることができた事例が確認されている。 このように事前の計画策定が不十分な状況において大規模な災害が発生した場合に生活環境の保全や公衆衛生の支障防止に大きな影響をもたらすおそれが高まること、発災時の災害廃棄物処理は平時の一般廃棄物処理体制を基盤として切れ目なく行う必要があり一体的に連動して行う必要があることから、一般廃棄物処理計画の規定事項として非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加することとしているもの。 災害廃棄物処理計画の策定に際して、複数の市町村が1つの処理計画を策定することも可能であると考えており、令和7年度からは都道府県も関与し、管内市町村の実効性のある処理計画を策定・改定するためのモデル事業を創設し、支援を行うこととしている。引き続き、災害廃棄物処理計画の策定・改定に関する自治体の理解度醸成を図るため、こうしたモデル事業の実施や、優良事例の収集・横展開等により自治体を支援していく。 また、自治体の業務における優先度に関する記述については、御指摘を踏まえ削除した。
----	---	---

12	災害支援協定の努力義務といった提案について、義務ではなく努力義務とした意図や、努力義務に対して事務局は何を期待するのか、考えがあればお聞きしたい。災害支援協定は民間事業者など当事者間との合意形成ができて初めて成立する仕組みであり、当事者に努力義務を課すのは法として馴染むのか。	事前に災害支援協定を締結することにより発災後の初動対応を迅速に実施することができるなど、災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行う上で災害支援協定は重要であることから、災害支援協定の締結の促進を意図して、努力義務としている。また、災害支援協定の締結に関して災害廃棄物（一般廃棄物）処理の委託基準の緩和などのインセンティブを設けることで、自治体における活用につながると考えている。 災害対策の実施主体（当事者）による協定の締結を努力義務としている例として、災害対策基本法第49条の3（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）があり、災害予防を行う当事者である災害予防責任者（※）が物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置の一つとして「協定の締結」が位置づけられ、災害予防責任者の努力義務とされている（同法第49条の2第1項の相互応援協定も同様に努力義務）。 ※災害予防責任者：指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄） （物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置） 第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
----	---	---

13	計画策定に関しては、これまでの国と自治体との議論の中で自治体に任せることが、合意のうえ閣議決定されているため、当該経緯を尊重いただき、自治体が自治の範囲で選択可能な制度設計が望ましいと考える。	地方分権改革の推進において、法律に根拠を有する計画等が増加し続けていることを踏まえ、地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とし、計画等の形式によらざるを得ない場合にも、既存の計画等における内容の追加による対応や関連する計画等との一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化、地方公共団体間で共同策定を可能とするなどの対応が必要と認識している。 これまでも廃棄物処理法第5条の5において、都道府県の廃棄物処理計画の中に非常災害時における当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項を定めなければならないと定めているが、計画策定にあたっては、地域防災計画その他の防災関連指針・計画等に包含する形で規定されているケースもあると承知しており、今般の市町村の災害廃棄物処理計画の法定化にあたっても同様の対応が可能と考えている。また、災害廃棄物処理計画の策定に際して、一部事務組合等、複数の市町村が1つの処理計画を策定することも可能であると考えている。このように、地方分権改革における考え方を踏まえた制度運用となるよう、引き続き検討の深化を行い、自治体のご理解を得るとともに、災害廃棄物処理計画の策定・改定に資するモデル事業の実施や、優良事例の収集・横展開等により、自治体を支援していく。 その上で、ご指摘を踏まえ、資料1 P.9 30行目に以下のとおり追記した。 <u>「その際、例えば、市町村地域防災計画に災害時の廃棄物処理に関する事項を記載する一体策定や、複数の自治体が共同して災害廃棄物処理計画を策定する共同策定など、地方分権改革における考え方を踏まえた柔軟な制度運用となるよう、国から自治体に周知・助言すべきである。」</u>
14	8 ページ38行目の「優遇措置」はどのようなことを考えてるか。	令和6年度災害廃棄物対策推進検討会での関係者ヒアリングにおいて、石川県産業資源循環協会から、災害廃棄物を受け入れた最終処分場の変更手続きの緩和や災害廃棄物の処分のために利用した容量に係る税制面での優遇措置についてご意見をいただいた。今後更に具体化の検討を行う。
15	計画策定や協定の努力義務化について、地方三団体は非常に興味を持っているため、制度検討の過程で意見交換をしていただきたい。	ご指摘の件について、今後対応していく。